

南郷地区まちづくり協議会規約 (一部改正案)

平成29年度版

南郷地区まちづくり協議会

南郷地区まちづくり協議会規約

前 文

1960年代の初頭、南郷地区は田畑がその殆んどを占め、人口規模も234世帯、人口1,247人でしたが、2014年4月時点で2,263世帯、人口も5,560人を数える地域へと発展しました。

一方、そうした人口増などの時代の変化に伴い、住民ニーズも多様化、複雑化している今、「住んでいることに幸せを感じられる南郷地区」のまちづくりに向け、いわば区民総ぐるみによる組織編制が求められています。

それは、支えあう絆の強さを深めることでもあります。支えあいは、一方通行ではありません。

地域が、何をしてくれるかを問うのではなく、地域に対し何ができるかを考え、行動することでもあります。

南郷地区では、これまで区長会を中心に地域生涯学習センターと地区福祉協議会が三位一体となって、夫々が持ち味を活かし事業を推進してきました。

しかし、昨年施行された掛川市自治基本条例を契機に、その制定趣旨である市民主体の協働によるまちづくりを推進する必要があります。

そのため、これまでの三大組織に加え、南郷地区内にある全ての組織・団体・企業・教育機関の他、地区のことについて関心を持つ意欲的な区民の方々にも年齢・男女の別なく参加していただき、地区の公共的課題について議論を深め、解決することが出来る「南郷地区まちづくり協議会」を組織することとします。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、南郷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、南郷地域生涯学習センターに置く。

(目 的)

第3条 協議会の目的は、南郷地区に居住する住民（以下「住民」という）が互助互恵の精神をもって協力しあい、安全で安心して生活出来る住み良い協働のまちづくりにより、住民相互の親睦と交流をはかり、南郷地区（以下「地区」という）の将来ビジョンに限りなく近づくこととします。

(構 成)

第4条 協議会は、住民並びに地区内で地域振興活動を展開する団体および事業所をもって組織する。

2 団体及び事業所は、この会の趣旨に賛同し、新規加入を希望するときは、運営委員会の承認を得て加入することができる。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、新たな公共的課題の把握、模索及び解決に努めるとともに、次に示す(1)～(12)の事業を実施する。

2 協議会は、事業の推進にあたっては、既存の組織や団体の活動を最大限に生かしつつ、南郷地区全体で取り組むことが望ましい事業について実施するものとする。

- (1) 地区住民相互の親睦、および交流に関すること。
- (2) 組織の充実、および活動に関すること。
- (3) 社会福祉、社会教育に関すること。
- (4) 健康、保健衛生、生活環境に関すること。
- (5) 防災、防犯に関すること。
- (6) 交通安全運動に関すること。
- (7) まちづくり計画の策定に関すること。
- (8) 行政、および諸団体との連携に関すること。
- (9) こども育成支援に関すること。
- (10) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (11) 支援、協力事業に関すること。
- (12) その他、この会の目的達成のために必要なこと。

第2章 運 営

(役員構成)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 会 長 | 1人 |
| (2) 副 会 長 | 4人 |
| (3) 部 会 長 | 9人 |
| (4) 事 務 局 長 | 1人 |
| (5) 会 計 長 | 1人 |

2 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は再任されることができる。

4 必要に応じ総会の承認を得て、相談役又は顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 各役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の総務を担当し、会務の運営にあたる。
- (4) 会計長は、協議会の経理に関する業務を行う。
- (5) 顧問は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(役員等の選出)

第8条 会長及び副会長は、役員会の互選によりこれを定め、総会の承認を得る。

2 事務局長及び会計長は、運営委員会で選出し総会の承認を得る。

3 部会長は、会長が委嘱する。

4 運営委員は、役員会で選出し総会に報告する。

(監 事)

第9条 協議会に、監事2人を置く。

- 2 監事は、運営委員会で選出し総会の承認を得る。
- 3 監事の任期は、3年とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(組 織)

第10条 協議会に、次の組織を設ける。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 運営委員会
- (4) 部 会

(会 議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

- 2 総会、役員会、運営委員会及び部会の構成員は、別表のとおりとする。

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

- 2 総会は毎年一回、会長が召集し会長が議長となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催することが出来る。
 - (1) 会長が必要と認める場合。
 - (2) 総会構成員の三分の二以上の請求があった場合。
- 3 総会の付議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画および事業報告、予算審議および決算の承認に関すること。
 - (2) 役員承認に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) その他、協議会に関し必要なこと。
- 4 総会の議決権を有する構成員は、運営委員及び委員とする。
- 5 総会は、議決権を有する構成員の三分の二以上の出席(委任状を含む)をもって成立するものとする。
- 6 総会の議事は、議決権を有する出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決定する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認める場合に開催する。

- 2 役員会は、協議会事業運営上の重要課題や緊急を要する事項について協議し、必要に応じて運営委員会および総会に諮ることが出来る。

(運営委員会)

第14条 運営委員長は、会長が務める。

- 2 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合に開催する。
- 3 運営委員会は、事業計画の作成と予算編成にあたりとともに、その他、会務運営上必要な事項について協議し、決定することが出来る。

4 監事は、運営委員会に出席し意見を述べることができる。

(部 会)

第15条 部会は、部会長が必要と認めた場合に開催する。

2 部会は、第3条の目的達成のための実行機関として、第5条の事業を遂行するための活動を行うとともに、予算を執行する。

3 部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により選任する。

第3章 会 計

(会 計)

第16条 協議会の経費は、掛川市からの交付金、区長会、地域学習センターおよび地区福祉協議会等からの事業補助金、事業委託金等の収入をもって充てる。

(経 費)

第17条 事業計画の推進にあたり要した必要経費については、別に定める実費を支給する。

この場合、事前に会長の承認を得るものとする。なお、経費の総額は当該年度の収入額の25%を上限とした範囲内とする。

2 事務局費の支給基準については別に定める。

(会計年度)

第18条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 会計は、年度終了後すみやかに収支決算書を作成し、総会に報告するとともに区民に公表しなければならない。

(会計監査)

第19条 会計監査は、毎年決算期に監事が行う。ただし、必要な場合は臨時に行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

第4章 そ の 他

(書類の整備)

第20条 協議会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。

- (1) 南郷地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿及び関係書類
- (4) 総会、運営委員会及び役員記録
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿

(保存期限)

第21条 書類の保存期限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 南郷地区まちづくり協議会規約 永久
- (2) 役員名簿 5年
- (3) 金銭出納簿及び関係書類 7年
- (4) 総会、委員会及び役員会記録 5年
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿 5年

(補 足)

第22条 この規約に、定めのない事項については、運営委員会に於いて補足することができる。

(附 則)

第23条

この規約は、平成27年2月14日から施行する。

第17条の一部改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

第6条、第7条、第8条及び第12条の一部改正規定は、平成28年5月28日から施行する。

第6条の一部改正規定は、平成29年5月27日から施行する。